

# いらない誰か

「ゴミのポイ捨て」不法投棄は**犯罪**です。

いま私たちのモラルが問われています。

わたしたちの山や川、空き地、道路などいたるところで捨てられたゴミが散乱しています。

美観を損なうばかりではなく、動植物の生態系を狂わせ自然をむしばんでいます。

ゴミ出し日をきちんと守って正規のルール（指定袋・シール）でゴミを出しさえすれば、このようなことになりません。

不法投棄は、絶対にしないようにお願いします。

今後も警察や保健所と協力しながらパトロールを実施して不法投棄者の取り締まりを行ないますので、みなさまのご協力をお願いします。

ゴミの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第8号」により罰せられます。

ゴミを捨てた人は、**5年以下の懲役**または**1千万円**以下の

**罰金**に処せられます。

\* 「ゴミの収集日に間に合わなかった」「引越の時にゴミが出た」などのときは、下田川塵芥センターに個人（指定袋・シール）で持っていくことができます。

2トン車以下で 月曜日～土曜日（9時～16時30分）まで持ち込みできます。

# 誰にも